

社会福祉法人制度改革（評議員その1）

平成 29 年 4 月 1 日より施行される社会福祉法等の一部を改正する法律により社会福祉法人制度の改革が行われます。

改革の一つとして経営組織のガバナンスの強化があります。

その中の「議決機関としての評議員会を必置」が非常に大きなインパクトだったので新たな評議員・評議員会について旧評議員・評議員会と比較してみました。

	新定款例	旧定款例
権限	評議員会は次の事項について <b>決議</b> する	評議員会は次に掲げる事項を <b>審議</b> する
	<b>理事及び監事の選任又は解任</b>	
	<b>理事及び監事の報酬等の額</b>	
	理事及び監事並びに評議員に対する <b>報酬等の支給基準</b>	
	計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認	予算、決算、事業計画及び事業報告
	定款の変更	定款の変更
	残余財産の処分	解散した場合における残余財産の帰属者の選定
	基本財産の処分	基本財産の処分
	社会福祉充実計画の承認	
	その <b>評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</b>	その他、この法人の業務に関する重要事項で、 <b>理事会において必要と認める事項</b>
		予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
		合併
		解散
		<b>理事会は前項に掲げる事項を決定しようとするときは原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない</b>

旧定款では評議員会は「審議」するとあり新定款では「決議」するとあります。審議とは「検討しよしあしなどを決めること」、決議は「会議で決定すること」です。評議員会は意見を言う機関から重要事項を決定する機関に変わったということです。つづく。